

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

福岡市長 殿

申請人 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

1 申請人の住所

住 所

2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積及び耕作者の氏名

3 転用計画

(1) 転用事由の詳細		転用の目的		事由の詳細						
(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間		令和 年 月 日から 年間								
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期	合計			
		名称	棟数	建築面積 m ²	所要面積 m ²		棟数	建築面積 m ²	所要面積 m ²	
	土地造成									
	建 築 物									
	小 計									
	工作物									
	小 計									
	計									

4 資金調達についての計画

別紙のとおり

5 転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

別紙のとおり

6 その他参考となるべき事項

転用目的が特定建築条件付売買予定地の場合、別紙「特定建築条件付売買予定地に係る誓約書」を添付

記載注意（法第4条関係）

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- (2) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (3) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。
- (4) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載する。

※資金調達計画及び被害防除の別紙並びに事業計画書は、市指定の様式をできるだけ使用すること。

添付書類

書面

- (法人の場合) 定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書
- 申請土地の登記事項証明書
- (所有権以外の権原に基づいて申請する場合) 所有者の同意書
- (申請農地に地上権、賃借権等による耕作者がいる場合) 耕作者の同意があつたことを証する書面
- (耕作以外の利用を目的とした権利を有する者がいる場合) 権利者の同意書
- (他法令の許認可、届出を了している場合) その旨を証する書面の写し
- (申請地内に道路水路等の公有地を取り込んでいる場合) それの利用が可能である旨を証する書面
- (申請農地が土地改良区の区域内にある場合) 土地改良区の意見書
- 取水・排水についての水利権者、漁業権者等関係権利者の同意書
- 事業計画書
- 資金計画書 (□工事見積書 □資金証明書) (特定建築条件付売買予定地の場合、当該事業の全てを実施するために必要な額であるもの)
- 宅地建物取引業免許証の写し (転用目的が建売分譲住宅又は宅地分譲又は特定建築条件付売買契約予定地の場合)
- 被害防除計画書
- (特定建築条件付売買予定地の場合) 売買契約の一般的な契約書案
- その他

図面

- 位置図 (1/50,000ないし1/25,000程度 申請地が当該市町村内でどこに位置するか特定できるもの)
- 付近見取図 (1/5,000程度 付近の状況がわかるもの)
- 字図
- 現況平面図 (申請地を含む周辺の現況がわかるもの)
- 土地利用計画平面図 (施設配置図)
(申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するため必要な道路、用排水施設その他の施設（周辺農地に対する被害防除施設等を含む。）の位置を明らかにした図面)
- 縦横断図（周辺農地に対する被害防除から必要な場合）
- 建物平面団立面図（周辺農地に対する被害防除から必要な場合）
- その他

提出部数

- 1 申請書 2部 (市用1部、農業委員会控1部)
- 2 添付書類 2部 (市用1部、農業委員会控1部)

※この書類は申請書ではないので、農業委員会又は市長に提出する必要はありません。